

## ポイント解説① 中核機関の「進行管理機能」としての「チーム」、「3つの検討・専門的判断」、「協議会」の運用について

◆「**チーム**」とは：「本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み」を指します。具体的には、本人に身近な親族、友人、福祉・医療関係者、近隣住民、通いの商店主・金融機関、民生委員等のフォーマル・インフォーマルの個人や機関で、一人一人によって異なります。基本的には、日常生活圏域（場合によっては自治体圏域）で完結する場合があります。

\*基本計画では、上記チームに加わる関係者として、以下を記載

ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

◆「**3つの検討・専門的判断**」\*とは：

中核機関が進行管理する「3つの検討・専門的判断」とは、

- ◎権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ◎本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ◎モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

であり、これらを通じ、中核機関は、個別のチーム（本人や後見人と、両者の活動等を身近で支援する関係者）に対する専門職等によるバックアップ（困難ケースのケース会議等を含む）を担保します。ここでは、特に以下の2つの点について、留意が必要です。

①「**3つの検討・専門的判断**」については、必ずしも新たに協議体をつくるということではなく、既に地域で稼働している様々な検討の機会（場）を活用していくことを含みます。

地域には既に、地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会等の様々な協議の場があります。計画の主旨に則ると、最終的には高齢・障害を統合した検討の場があることが望ましいと思えますが、即効性や機動力と言う点では、まずは今地域にある、高齢・障害それぞれに稼働している機能を活かして検討の機会とすることも有効です。つまり、当面、高齢は高齢の分野の検討の場を活かし、障害は障害分野の既存の検討の機会を活かすという方法です。

重要なことは、これら検討の機会に、福祉・法律の専門職が関わり、必要に応じて家庭裁判所とも密接な連携が取れていること、中核機関は、それらの個々の検討が適切に行われるよう関わる人材や機関の調整・進行管理をしていくことです。

②様々な検討の機会（場）の持ち方としては、必ずしも中核機関が会議を招集し皆が一堂に会して協議を行うということではなく、例えば、地域の相談支援機関等で実施されている地域ケア会議等に中核機関の職員が参加していく、という方法も十分に想定されます。

先述の通り、ここでの中核機関の役割は、調整や進行管理ということなので、地域にとって最も効果的、効率的な方法で、検討の機会が設定され、中核機関が関わっていくことが重要となります。

- ◆「協議会」とは：協議会は、後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。

ここでは、特に以下の2つのことに留意が必要です。

①「3つの検討・専門的判断」、「協議会」とともに、市町村単位あるいは広域で、1つの設置とは限りません

前項「3つの検討・専門的判断」については、推進の1つの方法として、高齢・障害それぞれの既存の協議会等を活かしながら検討の場を設定していくことをあげましたが、「協議会」についても同様です。中核機関の設置エリア（1つの自治体から広域まで）に、高齢・障害それぞれの関係機関のネットワーク等を活かしながら検討の場を設定していくことも考えられます。

1つの協議会としていく場合の設置方法としては、例えば、介護保険の地域ケア会議を母体に、障害、生活困窮、権利擁護・虐待対応等の相談機関を加えていく、あるいは逆に、障害者総合支援法に基づく協議会等を母体に、高齢をはじめとする他分野の相談支援機関を加えていく、等の方法も考えられます。

②構成メンバーは、自治体の判断に委ねられますが、ポイントは以下の通りです。

- ・適切な権限行使と言う観点から、設置責任者である自治体の一定以上の役職者が参加していることが望ましい
- ・家庭裁判所及び法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が関与していること\*
- ・その他、地域において成年後見制度の利用者をはじめとした権利擁護を必要とする者と接点のある介護、医療、金融関係者等と適切な連携が図れるよう、これらの関係者等の意見も取り入れることのできる仕組みとなっていること\*
- ・中核機関は、「協議会」事務局として、協議会の設置・運営の主体となること

\*印は成年後見制度利用促進法 第2条、第8条に基づく